

平成30年7月

向日市女性活躍センター団体登録のご案内

必要な手続きと取扱いのご案内

男女が支えあい、お互いの存在を高め合い、多様な生き方を認め合って、誰もがいきいきと暮らすことができる向日市を目指し、その実現に向けた市民の取組を支援するため、向日市女性活躍センターに、団体登録制度があります

センター内の貸し出し可能なスペースは、原則として、登録した団体等が利用できます。センターの貸し出しスペースの申込みは、2か月前から受け付けています。

◆登録団体になるためには、以下の手続きが必要になります。

向日市女性活躍センターの登録団体に必要な条件

- ① 男女平等参画社会の実現に資することを目的とし、団体として活動を実施している（予定を含む。）こと。
- ② 概ね10人以上の団体で、そのうち5割以上が向日市内に在住、在学又は在勤していること。
- ③ 女性活躍センターが実施する催しなどに年1回以上は参加できること。

登録団体として提出が必要な書類

※申請してから登録が完了するまでには、約2週間かかります。

①向日市女性活躍センター登録申請書※

※登録申請書は登録の年及び変更があった場合に提出してください。

②規約等

男女平等参画社会実現に資する旨を、目的あるいは事業等に記載してある規約等を提出してください。なお、規約等については、必ず各団体で作成してください。

③会員名簿

会員の氏名及び住所等が記載してある会員名簿を提出してください。

書式は問いません。在学者については学校名を、在勤者については勤務先

の事業所名及び所在地等を記載してください。

④年間活動計画書

書式や必要事項は設けません。また、閲覧用資料とすることがありますので、個人情報等は記載しないでください。

◆登録後は、毎年1回、最初の利用日までに、次の3点を提出することが必要になります。

- ・年間活動計画書
- ・年間活動報告書
- ・女性活躍センター主催事業への出席実績がわかる書類

◆向日市女性活躍センター団体登録の有効期間は、登録の日から3年間です。

更新される場合は、更新が必要となる前年度の1月～3月末までに登録時と同様の手続きを行ってください。（※ただし提出書類の内、「規約等」については、変更がない場合は省略することができます。）

更新の手続きが完了していない場合、貸し出しスペースの予約を受付できないことがあるので早めに手続きを行ってください。

(参考)

団 体 名 簿

団体名 ()

	氏名	住所 (在学・在勤の場合はその名称と所在地)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			